

子ども・子育て支援事業計画 2020～2024

1 策定の趣旨

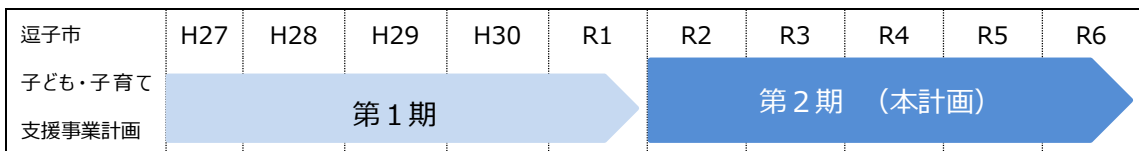


我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、これは人口構造のひずみや労働力人口の減少、社会保障制度にかかる負担の増加など、社会経済への深刻な問題として影響を与えるものと懸念されます。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者が増加するなど子育てをめぐる地域や家族の状況は変化しており、さらに経済的に困難な状況から連鎖する子どもの貧困問題、児童虐待など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが喫緊の課題となっています。「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の期間



令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



3 子育て支援施策の課題



- (1) 教育・保育の量をバランスよく確保
- (2) 安心して子育てできる環境の整備
- (3) 子育てに関する情報提供の充実
- (4) 相談体制の充実が必要
- (5) ワークライフバランスの促進
- (6) ハード面での子育て支援

4 計画の基本的な考え方



基本理念 誰もが心豊かに子どもを中心とした子育てができるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。
子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように。

基本的な考え方（4つの視点）

- 1 子どもの最善の利益のための視点
- 2 子どもを中心とした子育てを親が主体的に行える視点
- 3 すべての子育て家庭を支援する視点
- 4 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

基本目標（5つの基本目標）

- 基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします
- 基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします
- 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします
- 基本目標4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します
- 基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

5 基本目標における施策の方向と取組み



基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施を図り、子育てしやすいまちをめざします。

- 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
 - ① 教育・保育施設の整備と拡充
 - ② 地域型保育（小規模保育など）の促進
 - ③ 認定こども園への移行促進・支援

2 幼児教育・保育の質の向上

- ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実
- ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
- ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
- ④ 幼児教育・保育の無償化への対応

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

- ① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
- ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施

- ① 活動内容の維持・向上
- ② 新たな環境への不安・負担軽減
- ③ 新たな待機児童対策の実施

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人がつながるまちづくりをめざします。また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

1 親子遊びの場づくり

- ① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携
- ② 子育てサークルや自主保育等への支援
- ③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実
- ④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

2 子育て情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
- ② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化
- ③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

- ① ファミリーサポートセンター事業の充実
- ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開
- ③ 地域による子どもの活動の支援
- ④ 青少年の地域参画の推進

4 乳幼児とのふれあいや交流の推進

- ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
- ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

5 児童・青少年の居場所づくり

- ① 児童・青少年の居場所づくり
- ② 児童・青少年の自主活動の促進
- ③ ふれあいスクール事業の充実

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

- 1 妊娠や子育ての相談・支援の充実
 - ① 妊娠初期から子育て期の専門職による個別相談の充実
 - ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動の継続
 - ③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
 - ④ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
 - ① 乳幼児健診や両親教室等の学習機会の充実
 - ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目のない連携
 - ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり
 - ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携
 - ③ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり
 - ④ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

基本目標4

子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。家庭環境や障がいのある・なしなどにかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
 - ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべての子どもの受入れ体制の充実
 - ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ③ すべての子どもに理解ある環境づくり

- 2 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援
 - ① 障がいの早期発見・対応の充実
 - ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携
 - ③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実
 - ④ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり
- 3 ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ① 母子・父子家庭への自立支援の推進
 - ② 相談、情報提供の充実
- 4 子どもの貧困への対応
 - ① 経済的支援
 - ② 就労の支援
 - ③ 貧困家庭の子どもの居場所づくり
 - ④ 学習支援
- 5 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応
 - ① 子ども家庭総合支援拠点の設置
 - ② 子どもと親に対する相談支援
 - ③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
 - ④ 保護者・家庭の自立支援
 - ⑤ 児童保護に係る支援と連携

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

母親が働きやすい環境づくりや、仕事と子育ての両立ができるよう、父親との育児・家事の分担など、ワークライフバランスの取組みを進めます。

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
 - ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
 - ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
 - ③ 就業時間に即した保育支援
 - ④ 病児・病後児の預かり支援
- 2 祖父母世代の孫育て応援
 - ① 祖父母世代の孫育て応援



本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、計画期間が終了する令和6年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

1 幼児期の教育・保育

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和6年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。

令和2年度	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,370		354	391	367	
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)	586	122	614	79	172	164
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	24	27
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708	588	66	136	177
過不足分 (⑤-③) (人)	0	-26	-13	-36	13	

令和3年度	1号	2号		3号 (保育が必要)		
	3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)	1,294		345	381	418	
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)	554	115	580	77	168	187
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	33	37
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708	588	66	145	187
過不足分 (⑤-③) (人)	39	8	-11	-23	0	

令和4年度		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,283		336	372	408	
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8	
③ ニーズ量 (①×②) (人)	549	114	575	75	164	183	
④ 確 保 策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	522	59	107	144	
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	42	47	
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6	
	上記以外	0	56	0	0	0	
	⑤ 確保量合計 (人)	708	588	66	154	197	
過不足分 (⑤-③) (人)		45	13	-9	-10	14	

令和5年度		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,279		328	362	398	
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8	
③ ニーズ量 (①×②) (人)	547	114	573	73	159	178	
④ 確 保 策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	522	59	107	144	
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	42	47	
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6	
	上記以外	0	56	0	0	0	
	⑤ 確保量合計 (人)	708	588	66	154	197	
過不足分 (⑤-③) (人)		47	15	-7	-5	19	

令和6年度		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,314		320	353	388	
② 需要率 (%)	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8	
③ ニーズ量 (①×②) (人)	562	117	589	71	155	174	
④ 確 保 策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137	552	64	113	150	
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0	0	3	42	47	
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6	
	上記以外	0	56	0	0	0	
	⑤ 確保量合計 (人)	708	618	71	160	203	
過不足分 (⑤-③) (人)		29	29	0	5	29	

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人年)	31,805人	31,614人	29,759人	28,783人	28,190人
確保方策(箇所)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(3) 妊婦に対する健康診査

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込(件)	4,417	4,307	4,195	4,094	3,996	
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----	
	実施体制	-----	-----	-----	-----	
	検査項目	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込(人)	320	312	304	297	290	
確保 方策	実施体制(人)	10	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1	1

(5) 養育支援訪問事業

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込(人)	20	20	20	20	20	
確保 方策	実施体制(人)	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人/年)	—	—	—	—	—
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	—	—	—	—

(7) 子育て援助活動支援事業(就学後)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)	716	715	714	712	693
確保方策 (支援会員数) (人)	428	430	435	440	443

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	1号認定による利用	6,150	5,812	5,762	5,357	5,897
	2号認定による利用	28,113	26,567	26,339	24,493	26,958
確保方策（一時預かり事業）		34,263	32,379	32,101	29,850	32,855

◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6,273	6,395	6,234	5,415	5,982
確保方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,833	1,955	1,803	975	1,542
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----

(9) 延長保育事業

(単位:人/日)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		228	224	220	217	218
確保方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	9	9	9	9	10

(10) 病児・病後児保育事業

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		497	497	497	497	497
確保方策	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----	480	480
		確保数 (箇所)	-----	-----	1	1
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	10	10	10	10

(11) 放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブの事業目標

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (延人数)	低学年	275	276	277	276	259
	高学年	163	162	161	161	162
	計	438	438	438	437	421
確保方策	公設民営	5	5	5	5	5
	補助型	1	2	3	3	3
	計	6	7	8	8	8

ふれあいスクール（放課後子ども教室）

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。

7 計画の進行管理

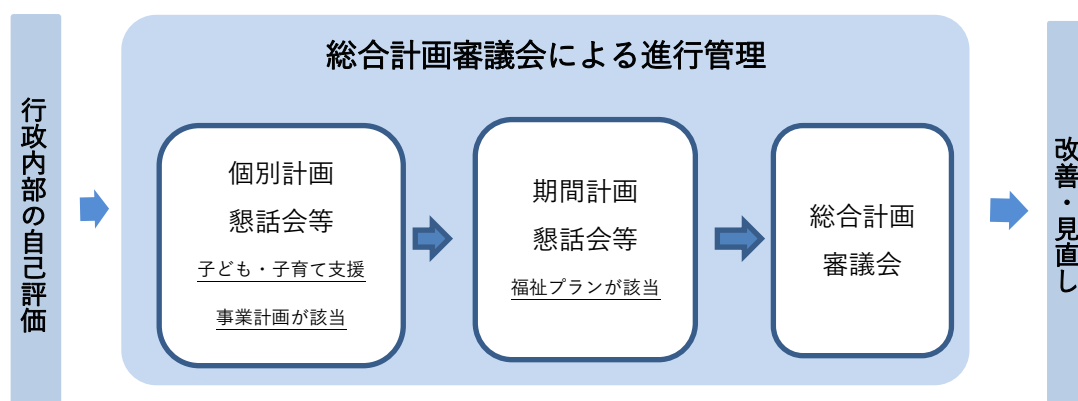


1 計画の推進体制

- ◆「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆ 関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。



本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。